4　令和元年度から令和六年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和四年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

6　令和四年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

7　令和四年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

8　令和二年度から令和四年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、道府県が保有する化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第十七号に規定するペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩を含む泡消火薬剤の廃棄及びその代替品の購入に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和元年度から令和六年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和四年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

6　令和四年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の令和三年における支給割合並びに当該道府県の人事委員会の令和二年の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

7　令和三年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

8　令和二年度から令和四年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、道府県が保有する化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第十七号に規定するペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩を含む泡消火薬剤の廃棄及びその代替品の購入に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。